

北海道自家用新聞

発行所

北海道自家用自動車協会連合会

編集兼発行人 酒井 勝也
札幌市東区北三〇東一(郵便番号065-0303)
電話(011)721-1457
支局 札幌・西館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
定価 一部 三〇円(会員には無料で配布しています)

自動車の区分見直し

三輪自動車⇄二輪自動車へ

運転には二輪免許が必要に

これまで、前輪が一輪、後輪が一輪の三輪自動車は「道路交通法」では二輪車に該当せず、普通免許で運転できたが、「道路運送車両法」では側車付二輪車に該当し、二輪車の保安基準が適用となっていた。

しかし、車体を傾斜して旋回する運転特性が二輪自動車に近いことから、政府は「道路交通法施行規則」の一部を改正し、内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を二輪車とみなすこととした。これは日本の法規では想定外であった商品が出るようになったため、適用は平成二十一年九月一日から。

現時点ではイタリア製の高性能スクーター「ピアジオ」「ジレラ」などの三輪タイプが対象となる。

内閣府告示による二輪車とみなす三輪自動車は次の全ての要件を満たすもの。

- ・三個の車輪を備えていること。
- ・車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること。
- ・同一線上の車輪における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が四六〇ミリメートル未満であること。
- ・車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回できること。



斜して旋回する構造を有すること。これは欧州で適用されている要件に合わせたもので、将来の製品多様化を見据え国際基準に合わせた形だ。

この改正による主な変更点は次の二点。
・運転には普通免許ではなく二輪免許が必要。(※経過措置有)
・運転する際にはヘルメット装着が必要。

※経過措置

施行日前に当該三輪自動車を運転している者で、二輪免許を持っていない者は施行日から一年間は普通免許のまま、施行日前に運転していたら、五〇台の台数を突破することになる。

軽自動車 33年連続普及台数増加

ほぼ2世帯に1台普及へ

全国軽自動車協会連合会が集計した二〇〇九年三月末時点の一〇〇世帯当たりの軽自動車普及台数は、四九・五台となり、前年同期の四八・七台から更に〇・八台普及台数が増加したことが明らかになった。

また、軽自動車の保有台数も三月末時点で二六・一七万三二四八台と過去最高を更新、前年同期比で七一万〇〇〇台強、率にして二・七%増した。

この調査は総務省調べの「住民基本台帳世帯数」と国土交通省調べの「自動車保有車両数」をもとに算出したもので、軽自動車の普及台数がこのままの水準で推移すると、二〇一〇年三月末には一〇〇世帯当たり五〇台に達することが確実視されており、一九七五年の統計開始から初

と右肩上がりに増加し続けている。都道府県別では、昨年に続き鳥取県がトップで九七・二台、次に佐賀、島根、長野、山形の順で普及率が高く一〇〇世帯当たり七〇台以上の普及率は昨年より二県多く三〇県にのぼり、各地で普及率が伸びた。

この調査は総務省調べの「住民基本台帳世帯数」と国土交通省調べの「自動車保有車両数」をもとに算出したもので、軽自動車の普及台数がこのままの水準で推移すると、二〇一〇年三月末には一〇〇世帯当たり五〇台に達することが確実視されており、一九七五年の統計開始から初



ディーゼル特殊自動車のPMなど規制値強化

国土交通省は、ホイール・ローダーなど、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制強化などを目的に保安基準関係告示を改正する。排ガスの後処理装置の装着を前提にして、PM(粒子状物質)などの規制値を強化、現行の規制値に比べ約九割の削減となる。国交省では、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を踏まえ、細部を見直すなどして来年一月を目途に施行する。

規制強化は、昨年一月の中央環境審議会答申(第九次)に伴う措置。近年の規制強化で、自動車全体のPMやNOx(窒素酸化物)排出量が低減する中、建設系車両を始めとするディーゼル特殊自動車の占める排出割合が増大するために実施する。改正の内容は、排出ガス試験に新たなモードの導入や排出ガス(モー

ド規制値)の強化、黒煙規制値の強化など。新たな試験モードは、国連の自動車基準調和フォーラム(WP29)が策定した世界統一基準(GTR)に定められるもので、現行の試験モード(8モード法)も残す。

また、モード規制値もPMやNOxなどを大幅に強化、PMでは現行の八八・九三%削減レベルの規制とする。黒煙モード規制値及び無負荷急加速黒煙規制値の強化では、排出物の汚染度について、現行の規制値である二五・四〇%を全て二五%以下とする。

エンジンの出力別に、二〇一一年十月から段階的に適用、一三年十月までに完了する。また、継続生産車と輸入車は一年から二年弱程度の猶予期間を設けるものとしている。

また、前記の者は一年間のうちに特別試験によって当該自動車のみ限定された二輪免許が取得できる。二輪車の運転試験が一年(高速道路等は三年)以下の場合には二人乗りが禁止されているが、三輪自動車を運転していた期間は二人乗りの運転経験の期間に参入される。

経過措置は施行後一年間となっているため、現ユーザーは早期に対応が必要となる。

平成21年 冬の交通安全運動 実施期間 11月12日(木)~11月21日(土) 年間スローガン ストップ・ザ・交通事故死 ぐめさせ 安全で 安心な北海道

重点目標 高齢者の交通事故防止 夕暮れ時の歩行者と自転車の交通事故防止 凍結路面等のスリップ事故の防止 交差点の交通事故防止 飲酒運転の根絶

毎月15日は 『道民交通安全の日』 が必要となる。

美味しい秋! 楽しい秋! ドライブの秋!

トヨタレンタカーでいろんな秋を探しに行こう!

TOYOTA よいクルマ、よいサービス

トヨタレンタリース

詳しくは当社ホームページまで <http://www.toyotarenta.com/> トヨタレンタカー 検索

本社・旭川店	〒071-8154 旭川市東鷹栖4線10号	TEL(0166)57-0100	富良野店	〒076-0025 富良野市日の出町2番15号	TEL(0167)23-2100
旭川駅前店	〒070-0030 旭川市宮下通9丁目	TEL(0166)23-0100	深川店	〒074-0022 深川市北光町3丁目(旭川トヨタ内)	TEL(0164)23-0100
忠和店	〒070-8044 旭川市忠和4条6丁目	TEL(0166)61-0100	留萌店	〒077-0025 留萌市野本町64番地	TEL(0164)43-0100
大雪通り店	〒078-8216 旭川市6条通18丁目	TEL(0166)34-0100	稚内店	〒097-0022 稚内市中央2丁目	TEL(0162)22-0100
旭川空港前店	〒071-1562 東神楽町10番162	TEL(0166)83-3701	稚内空港店	〒098-6642 稚内市大字声間村字声間	TEL(0162)29-3100
名寄店	〒096-0011 名寄市西1条南10丁目	TEL(01654)3-0100	利尻店	〒097-0101 利尻富士町鷲泊字港町200番地	TEL(0163)89-2300
士別店	〒095-0029 士別市大通西18丁目(旭川トヨタ内)	TEL(0165)23-2100	礼文店	〒097-1201 礼文町香深	TEL(0163)86-1117

全国の お問い合わせはこちら

トヨタレンタカー予約センター 0800-7000-111 無料

ウェルキャブ専用 0800-7000-294 無料

ホームページトヨタレンタリースタイプ www.toyota.co.jp/rent/

9・10月強化月間

マイカー点検キャンペーン

「安全とエコ」をつなげるマイカー点検



自動車ユーザーに自動車の構造及び点検・整備についての知識と理解を広めることを目的として行われている「自動車点検整備促進キャンペーン」(通称・マイカー点検キャンペーン)が今年も九月と十月の二ヶ月間を強化月間として、全国で一斉に展開しています。

十一年から全国的に展開され、今年で二十四回目の開催となつてい

ます。自動車は、使用期間や走行距離に応じ劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って適切に点検整備(日常点検・定期点検)を行うことが必要です。

しかし、自家用自動車の定期点検実施率は未だ五〇%程度と低く、自動車ユーザーに点検整備の必要性が十分に認識されているとは言い難い状況にあります。

寒く厳しい冬が到来する前に最低限、愛車のバッテリーやエンジンオイル、冷却液、ウインドウオッシャー液の状態を把握、必要に応じ交換・補充することが望ましい。

また、スタッドレスタイヤを装着する際には、亀裂・摩耗がないかを確認しておきたいものです。本キャンペーン期間中は、「自動車点検教室」を自動車整備振興会主催で開催していますので、是非この機会に点検方法をマスターされてみてはいかがでしょうか。

詳細については、最寄りの自動車整備振興会まで問い合わせください。

着する際には、亀裂・摩耗がないかを確認しておきたいものです。本キャンペーン期間中は、「自動車点検教室」を自動車整備振興会主催で開催していますので、是非この機会に点検方法をマスターされてみてはいかがでしょうか。

詳細については、最寄りの自動車整備振興会まで問い合わせください。

着する際には、亀裂・摩耗がないかを確認しておきたいものです。本キャンペーン期間中は、「自動車点検教室」を自動車整備振興会主催で開催していますので、是非この機会に点検方法をマスターされてみてはいかがでしょうか。

詳細については、最寄りの自動車整備振興会まで問い合わせください。

着する際には、亀裂・摩耗がないかを確認しておきたいものです。本キャンペーン期間中は、「自動車点検教室」を自動車整備振興会主催で開催していますので、是非この機会に点検方法をマスターされてみてはいかがでしょうか。

国土交通省

「音がしなくて危険」

ハイブリッド車の静音性で対策検討

国土交通省自動車交通局は、今年七月、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策検討委員会」を設立。視覚障害者が事故に合う危険を防ぐため、音を出して接近を知らせる装置の導入などを検討し、年内を目途に対策案の取りまとめを行う予定でいる。

登録台数が増えているハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、発進や低速で走行する際の音が「静か過ぎて」危険という問題は、これまで自動車ユーザーや視覚障害者団体等から意見が寄せられており、今後これらの車両が普及するに伴い、視覚障害者や高齢者を中心に深刻化するものと予想されている。

第一回目の検討委員会(七月二日)では、「音の種類としては、メロディー、チャイム、擬似エンジン音などのうち、どれが良いか」音を発

や、「車両が発進する際の気付き難さ、気づき易さ」を比較したほか、HV・EVにはモーター走行時に人工音で注意喚起を行う発音装置を装着、「発音装置搭載車が複数存在する時に不快と感じるほどの程度か」などに、信号で停止した場合等を想定した実験も行われた。今後は「速度に応じて音を大きくする」「走行中は音を出し、停止時は音を止める」など、音量や発音、音色など、発音装置の具体案を絞り込み、義務化の是非も含めて検討する予定でいる。

HV・EVの静音性に関する安全対策については、視覚障害者など交通弱者への対応という目的が明確なため、新たな法律制定への動きなど、欧米での関心も高まっていることから、何らかの安全対策が必要という流れは変わらないと見られる。

これまで自動車の騒音が問題になり騒音規制などが設けられてきたが、いずれ何らかの結論が出され、HVやEVが街中を走行する際には、あえて音を出すとすいう時代が近い将来来るのかもしれない。

生させる場合、低速走行時に自動的に発生させるのか、それともドライバーが必要と判断した時にだけ発生させるのか、「導入を義務化するのか、それとも任意の対策とするか」など、主な検討課題としてこれら三点が挙げられ、検討委員会メンバーを始め、視覚障害者にも体験してもらった上で議論すべきと提案された。

第二回目の検討委員会(八月五日)では、視覚障害者などを交えて実際にHVやEVを走行させて、「どの程度気がつき難いものか」「どのような対策をすれば良いのか」という部分を体験し、それを踏まえた上で今後の対応を検討した。この体験会では、一般のガソリン車やHV、EVといった種類の異なる自動車を走らせて、車内から来る車内音に被験者が立ち、「後方から来る車内音にどの時点で気付くか」という実験

や、「車両が発進する際の気付き難さ、気づき易さ」を比較したほか、HV・EVにはモーター走行時に人工音で注意喚起を行う発音装置を装着、「発音装置搭載車が複数存在する時に不快と感じるほどの程度か」などに、信号で停止した場合等を想定した実験も行われた。今後は「速度に応じて音を大きくする」「走行中は音を出し、停止時は音を止める」など、音量や発音、音色など、発音装置の具体案を絞り込み、義務化の是非も含めて検討する予定でいる。

HV・EVの静音性に関する安全対策については、視覚障害者など交通弱者への対応という目的が明確なため、新たな法律制定への動きなど、欧米での関心も高まっていることから、何らかの安全対策が必要という流れは変わらないと見られる。

これまで自動車の騒音が問題になり騒音規制などが設けられてきたが、いずれ何らかの結論が出され、HVやEVが街中を走行する際には、あえて音を出すとすいう時代が近い将来来るのかもしれない。

これまで自動車の騒音が問題になり騒音規制などが設けられてきたが、いずれ何らかの結論が出され、HVやEVが街中を走行する際には、あえて音を出すとすいう時代が近い将来来るのかもしれない。

エコカー減税対象拡大

福祉車両等も対象に!

国土交通省は、八月二十五日新たに「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」の制定を行いました。

これまでは、型式指定自動車以外の自動車は燃費値が算定されていませんでしたが、制定に伴い、型式指定車をベースとした改造自動車(特定改造自動車)についても燃費値を算定し、また、算定した燃費値をもとに、燃費基準達成レベルを自動車検査証に記載することとなったものです。(八月三十一日より実施)

当該措置により、租税特別措置法(第九十条の十二)に規定された自動車重量税の減免要件を満たしたエコカー改造車(特定改造自動車)は、自動車重量税の減免対象となりまし

た。自動車取得税、自動車税についても、それぞれ地方税法附則(第十二条の二、第十二条の三)に規定さ

れた要件を満たしたエコカー改造自動車(特定改造自動車)は、減免対象となります。

また、エコカー減税は四月一日から始まっているので、四月一日以降に自動車検査証の交付(継続検査等)を受ける際に、減免要件を満たしており、かつ、自動車重量税及び自動車取得税の減免を受けられなかったエコカー改造自動車(特定改造自動車)については、還付の対象となります。なお、自動車税の軽減は翌年度に行われます。

この特定改造自動車は、環境性能の良い自動車への買い替え、購入に対する補助制度の対象にもなりません。

この特定改造自動車は、環境性能の良い自動車への買い替え、購入に対する補助制度の対象にもなりません。

早まる日没

季節に合わせた運転を



今年も早十ヶ月が経過しようとしています。季節は夏から秋へと移り、まもなく冬の足音も聞こえてきそうです。

他都府県と比べ四季がはっきりしている北海道は運転も季節に合わせて注意するポイントが変わってきます。

秋は日ごとに日没が早くなり、雨の日も増えてきます。また、衣替えの時期でもあり、目立たない服装の歩行者が増えることも考えられます。

さらに、夕方は生理的に最も視力が落ちる時間帯でもあるため、その結果、日没から夜間にかけて見通し

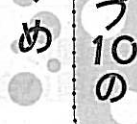
が悪く、歩行者や自転車利用者の事故が増加するのです。事故防止のポイントとして、

①早めにライトを点灯し、自車の存在を知らせる。
②天候状況に注意し、歩行者等を見落とさないようにする。
③路面がぬれていることも多いので、スピードの出し過ぎに注意する。

Eコドライブ10の

おすすめ

一、無用なアイドリングをやめる。
二、経済速度で走る。
三、点検・整備をきちんとし、タイヤの空気を適正にする。
四、無駄な荷物を積まない。
五、無駄な空ぶかしをやめる。
六、急発進、急加速、急ブレーキをやめ、適切な車間距離をとる。
七、マニュアル車は早めにシフトアップする。
八、渋滞などをまねくことから、違法駐車をしなない。
九、エアコンの使用を控える。
十、マイカーの利用者は、相乗りに努める。



愛車に好きなナンバー

つけてみませんか?

希望できるナンバーの区分

- ① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
- ② 特に人気が高いと考えられる下記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選とします。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- ③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくならない限り申込みに応じて払出します。

旭川590
き41-78

4桁以下のアラビア数字
選べるのはここです!

抽選対象希望番号

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	3333	5555	7777
8888			

インターネットからも予約できます。
アドレス <http://www.kibou-number.jp/>

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用

検索

予約問い合わせは《希望ナンバー予約センター》まで
(社)旭川地方自家用自動車協会 TEL(0166)51-1221

旭川



第320号

自賠責保険を

学ぼう



自賠責保険(共済)は、交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的としており、原動機付自転車(原付)を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

自賠責保険(共済)に加入せずに

人身事故を起こすと、もともと自賠責保険(共済)から支払われる賠償金がすべて自己負担になります。たとえ任意保険に加入していても、支払われるのは自賠責保険(共済)の補償限度額を超えた金額のみです。例えば被害者が死亡した場合、自賠責保険(共済)に加入していれば三千万円を限度額とした保険金(共

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

タイヤ不良率28%に悪化

空気圧不足が最多理由



(社)日本自動車タイヤ協会は、このほど東名高速道路・浜名湖サービスエリアで行ったタイヤ点検とアンケート調査の結果をまとめ公表しました。この点検は、タイヤ整備不良による自動車事故を未然に防ぐことを目的に東名高速の開通時から実施しているもので、今回で四十一回を数えます。

今年比で二・一ポイント「偏摩耗」は八・二ポイントそれぞれ増加しており、この二つが他項目に比べて高い不良率になっています。また、タイヤ点検とあわせてドライバー二六名に対して日常点検についてもアンケートを実施。これによると、「主に誰がタイヤ点検を行うか」という質問に対しては、「ドライバー本人及び家族」が計四四名(三〇・六%)、以下「ガソリンスタンド」計四三名(二九・九%)、「カーディーラー」計三四名(二七・六%)と続き、点検項目では、「空気圧」(三三・九%)、「タイヤ溝」(二三・〇%)、「外傷」(一七・九%)という結果が出ました。

整備不良の理由として挙げられた項目では、「空気圧不足」が一四・二%と最も多く、次いで「偏摩耗」一三・八%、「タイヤ溝不足」七・二%と続き、「空気圧不足」は対前

年比で二・一ポイント「偏摩耗」は八・二ポイントそれぞれ増加しており、この二つが他項目に比べて高い不良率になっています。また、タイヤ点検とあわせてドライバー二六名に対して日常点検についてもアンケートを実施。これによると、「主に誰がタイヤ点検を行うか」という質問に対しては、「ドライバー本人及び家族」が計四四名(三〇・六%)、以下「ガソリンスタンド」計四三名(二九・九%)、「カーディーラー」計三四名(二七・六%)と続き、点検項目では、「空気圧」(三三・九%)、「タイヤ溝」(二三・〇%)、「外傷」(一七・九%)という結果が出ました。

また、タイヤの日常点検の頻度についてのアンケートでは、タイヤ協会が推奨する「月に一回以上」と回答した割合は、

自賠責保険(共済)の特徴

- 一、原動機付自転車を含むすべての自動車(二輪車も含む)の合計は三六五万三七二八台で前年比〇・九%減。用途別に見ると、前年同月より増加しているのは事業用の四輪車、小型乗用車、普通乗用車、自家用の小型二輪車、大型特殊、軽自動車の乗用車、特殊用途車、二輪車のみで、特に自家用登録車の落ち込みが目立ち、小型車へのシフトが進んでいることが伺えます。

旭川管内道内の減少率に

旭川が最も大きく、一・三%減となりました。

全道の減少率上位十市町村を見ると、一位中頓別町、二位音威子府村、三位中川町、四位小平町、五位天塩町、六位占冠村、七位夕張市、八位南富良野町、九位利尻町、十位上川町となり、九市町村を旭川管内で占めています。

上川管内の詳しい車両数の内訳は次頁のとおりです。

(注)軽自動車に関する車両数において、運輸支局管内合計及び北海道運輸局管内の総計は主計方法の違い等から、平成二十一年度三月末自動車保有車両数調査(月報)と相違する。

第48回

優良運転者表彰式

十月二十八日(水)
ロワジールホテル旭川で実施

優良運転者表彰は、協会の年次事業として交通安全運動の推進と、交通事故の防止を目的に行っており、今年度の優良運転者表彰には、一二三名の申し込みがあり、九月十八日の優良運転者選考委員会において、

一二三名の受賞者が決まりました。表彰式の日時と会場は次の通りです。

◇日時 十月二十八日(水) 十五時三十分より

◇会場 旭川市七条通六丁目ロワジールホテル旭川

自動車は、自動車損害賠償保障法に基づき、自賠責保険(共済)に入っていない場合は運転することはできません。

二、自動車の運行で他人を死傷させた場合の人身事故による損害について支払われる保険(共済)で、物損事故は対象になりません。

三、被害者一名毎に支払限度額が定められています。一つの事故で複数の被害者がいる場合でも、被害者の支払限度額が減らされることはありません。

四、被害者は、加害者の加入している損害保険会社(組合)に直接、保険金(共済金)を請求することができます。

五、当座の出費(治療費等)に充てるため、被害者に対する仮渡金(かりわたしきん)制度があります。

六、交通事故の発生において、被害者に重大な過失があった場合にのみ減額されます。

なお、無保険車による事故、ひき逃げ事故の被害者に対しては、「政府の保障事業」によって、救済が図られています。

自動車保有車両数

旭川管内道内の減少率に



北海道運輸局のまとめにより平成二十一年三月末の道内自動車保有車両数が発表されました。

それによると、道内の登録車・軽自動車(二輪車も含む)の合計は三六五万三七二八台で前年比〇・九%減。用途別に見ると、前年同月より増加しているのは事業用の四輪車、小型乗用車、普通乗用車、自家用の小型二輪車、大型特殊、軽自動車の乗用車、特殊用途車、二輪車のみで、特に自家用登録車の落ち込みが目立ち、小型車へのシフトが進んでいることが伺えます。

管内別に見ると、道内七管内全てが前年を下回っているが、減少率は



困ったときは、**JAF**におまかせ!!

お近くのJAF直通電話は **#8139** (有料)

2005年4月1日から二輪車のロードサービス開始!
自動車と二輪車の路上トラブルなど困ったときは、全国ネットで年中24時間体制のJAFにお任せください。会員登録は必ず携帯してください。提示がなければ、会員としての特典がご利用できません。

お申込は、自動車ディーラー・JAF指定工場・JAF取扱店又は支部窓口へ

社団法人 **日本自動車連盟(JAF)旭川支部**

〒070-8061 旭川市高砂台1丁目1-1

(0166) 69-2110・69-2111
(ロードサービス専用) (会員総務専用)

カーライフの
もしもをトータルサポート
北自共のカーパック

自動車共済・自賠責共済のお問い合わせは ☎(0166)53-8186

北海道自動車共済協同組合 旭川支部

旭川市春光町10番地 FAX (0166) 53-2320

本部：札幌 他支部：札幌・函館・室蘭・釧路・北見・帯広

～全国自動車共済協同組合連合会ネットワーク～

北自共・東北自共・関自共・中部自共・近畿自共・西自共

